

61 連通 第49号
昭和61年12月9日
日本国有鉄道
下関工事事務所長 伊藤 博 殿
長崎県知事 高田 勇

環境影響評価報告書及び見解書を作成し、早期に工事実施計画の認可を得て、一日も早い着工を実現するよう格段の尽力を願いたい。
なお、関係市町長及び関係地域住民の意見の中には、生活環境への影響等について不安の念の表明や、路線計画に関する意見もあった。国鉄におかれては、関係市町長及び関係地域住民の理解と協力のもとに新幹線の建設が地域社会と調和しつつ円滑に推進されるよう、今後とも、緊密な連絡調整を図るとともに一層の技術革新及び調査研究を推進されるよう要望する。

九州新幹線（福岡市、長崎市間）環境影響評価報告書案に関する知事意見について

記 1 自然環境の保全及び文化財の保護

(1) 自然環境の保全対策

昭和61年9月11日付下工第594号で送付のあった九州新幹線（福岡市、長崎市間）環境影響評価報告書案（以下「報告書案」という。）について、関係市町長及び関係地域住民からの意見を十分勘察し、総合的かつ詳細な検討を行った結果、報告書案の内容等については概ね妥当であると認められるが、下記の事項について留意され、環境保全に万全を期されるよう、意見を申し述べる。

九州新幹線（福岡市、長崎市間）の建設は、我が国の最西端にある本県にとって九州地域内主要都市間並びに中国・近畿地域を結ぶ高速基幹交通体系として不可欠であり、本県の産業経済ならびに文化や観光の振興に果たす役割は大きいものであり、国土の総合的かつ均衡ある発展を図る上で国家的課題となっている。

このような見地から、本県としても建設促進に全力をあげて取り組んでまいる決意であるが、国鉄におかれては、本意見を十分考慮され、

ア 沿線地域における自然環境の保全に十分配慮すること。
特に鳥獣保護区及び自然公園区域等の自然環境に恵まれた地域については、自然環境の保全上、適切な対策を講じること。
イ トンネル、その他構造物の構築による地下水系、湧水の変化等が周辺の動植物（水生生物も含む）に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

(2) 景観の対策

高架橋、橋梁等の構造物については、周辺景観と調和するよう十分配慮すること。
特に自然公園区域を明りで通過する区域については、景観への影響を極力少なくするよう配慮すること。

(3) 文化財の保護対策

ア 工事実施計画認可後、速やかに路線の全域にわたつて埋蔵文化財の分布調査を実施すること。

また、工事用道路及び発生土処分場等の計画が決定した場合も、速やかにそれに係る地域の埋蔵文化財の分布調査を実施すること。

イ 分布調査の結果、新たに埋蔵文化財が発生された場合は、その取扱いについて、県教育委員会と協議すること。

ウ 計画路線内に所在する埋蔵文化財包蔵地については、工事着手前に優先的に発掘調査を実施すること。

エ 工事中に発見された埋蔵文化財については、その取扱い等について県教育委員会と協議すること。

2 生活環境の保全

(1) 騒音防止対策

ア 下記の対策を優先して行うことにより、開業時に新幹線鉄道の騒音に係る環境基準の達成に努めること。

① 音源対策については、技術開発に努め、事業実施にあたっては、最新技術を採用すること。

② 沿線地域の土地利用に十分配慮し、都市計画等と調整を図り、緩衝地帯となる道路等の整備をすること。

イ 開業時において上記の対策を講じても、なお、環境基準の達成が困難と認められる区域については、防音工事、その他の障害防止対策を講じることとし、引き続き騒音の低減を図り、環境基準の達成に努めること。

ウ 学校、病院、社会福祉施設、その他特に静穏の保持を要する施設については段階的配慮を行うこと。

(2) トンネル空気圧音防止対策

トンネル坑口において空気圧音の影響がある地域については、周辺の生活環境に支障を及ぼさないようトンネル緩衝工の設置等の適切な対策を講じること。

(3) 振動防止対策

ア 下記の対策等を行うことにより、開業時に振動に係る環境保全目標(70デシベル以下)を達成すること。

① 振動発生源対策については、技術開発に務め、事業実施にあたっては、最新技術を採用すること。

② 沿線地域の土地利用に十分配慮し、都市計画等と調整を図り、緩衝地帯となる道路等を整備すること。

イ 学校、病院、社会福祉施設、その他特に静穏の保持を要する施設については、特段の配慮を行うこと。

(4) 水質汚濁防止対策

トンネル等からの排出水については、関係法令等を遵守して周辺の公共用水域の水質を保全すること。

(5) 水資源対策

ア 工事実施前に、必要な範囲について、詳細な事前調査を行い、影響の程度及び範囲を明らかにし、その結果を県・関係市町へ報告すること。

イ 水資源への影響防止対策を効果的に行うため、設計、施行等

の各段階において県・関係市町・地元関係者と協議すること。
ウ 生活用水及び農業用水等に影響が発生した場合は、直ちに適切な対策を講ずること。

エ 本県はトンネル部が多いことから掘削等により水資源の枯渇又は減水による樹木等への影響が生じた場合は適切な対策を講ずること。

(6) 地盤沈下対策
軟弱地盤地域に構造物を設置するにあたっては、地盤沈下防止に配慮すること。

(7) 日照阻害対策

ア 沿線地域における日照阻害については、本県の気候及び地形並びに用途地域等を十分考慮し、日照阻害による影響を極力少なくするとともに、日陰時間を算出のうえ日陰により生じる被害等が考えられる場合は関係住民の十分な理解を得ながら対処すること。

イ 構造物による日照阻害が生じないよう県、関係市町及び地元関係者と協議の上、土地利用等に十分配慮し、適切な措置を講じること。

ウ 建築物等へ日照阻害の影響があると認められた場合は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合わせ」(昭和51年3月3日、中央用地対策連絡協議会)に基づき適切な対応を行うこと。
エ 農作物等に影響が生じた場合は、適切な措置を講じること。

- (8) テレビジョン等電波障害対策
ア 受信品位の低下を極力避けたとともに、工事完成後の試運転の各段階において速やかに詳細な現地測定を行い、障害が生じる場合には、適切な対策を講じること。
- イ 必要な対策を講じても被害が考えられる場合には、関係住民の十分な理解を得ながら「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」(昭和54年10月23日中央用地対策連絡協議会)に基づく措置を講ずること。
- ウ 防災行政無線等への障害についても影響を調査のうえ、障害が予測される場合は、関係機関と協議し、対策を講ずること。
- 3 工事中の環境保全対策
工事に伴う周辺環境への影響を少なくするため、県、関係市町及び地元関係者と協議し、また関係住民の十分な理解を得ながら適切な環境保全対策及び安全対策を講じることとし、特に次に掲げる項目について十分な配慮をすること。
- (1) 工事の実施にあつては、自然環境の改変を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 工事に伴う水質汚濁・水資源の変化等により周辺の動植物(水生生物も含む)の保全に支障を及ぼさないこと。
- (3) 工事用の車両・建設機械等による騒音、振動等が周辺の生活環境に支障を及ぼさないこと。
- (4) 工事に伴つて発生する排出水は適正な処理を行うこと。また、

その放流先については、県・関係市長・地元関係者と十分協議すること。

- (5) 工事に伴う発生土の処理にあたっては、土捨場の選定及びその土捨計画を事前に関係機関及び地元関係者と十分協議すること。
- (6) 薬液注入工事により発生する汚泥は適切に処理すること。
- (7) 学校の近隣において、騒音、振動の低減に努めるとともに、児童生徒の安全確保に細心の配慮を行うこと。
- (8) 工事に伴う騒音、振動が家畜に対し影響をもたらさないようその対策について十分配慮すること。

4 環境管理

- (1) 工事中の環境管理について、迅速かつ適確に対処できるような体制を設け、地元関係者の理解に努めること。
- (2) 工事実施にあつては、環境保全対策及び環境監視計画について協議すること。
- (3) 開業後においては、環境管理担当窓口を明確にし、環境の状態の把握に努め、沿線地域の環境保全に適確に対応すること。
- (4) 今回の報告書案において前提とされている条件に著しい変更等が生じた場合には県と協議し、それに伴う環境影響評価を実施するとともに適切な対策を講じること。

5 その他

上記の環境保全についての意見に加え、新幹線の計画具体化及び建設・開業に当り次に掲げる事項について特に配慮されるよう要望する。

- (1) 新幹線建設計画の具体化に当つては、計画路線の地域周辺の公事業等との調整をはじめ県及び関係市町における開発整備計画、土地利用計画等の諸計画との整合を図ること。
- (2) 明り区域における構造物については、地域の特性を考慮され、関係市町及び地元関係者の理解と協力を得て、特に次の諸点に留意して適切な構造を採用すること。
 - ア 路線によって市街地や集落が分断される地区については、構造物、工法により市街地及び集落の機能が維持できるよう配慮され関係市町及び地元関係者と十分協議して、適切な措置を講じること。

- イ 農用地等を路線が通過する場合は、農業経営に及ぼす支障を極力さけるよう、農用地等の保全、用排水及び農道の確保、農作業等の利便性の維持に配慮すること。
- ウ 用地買収及び物件移転等にあたっては、関係住民に十分説明のうえ、適切な補償を行うとともに代替地の斡旋等生活再建措置に十分配慮すること。

(別添参考資料)

- 1 関係市町長の意見書（写し）
- 2 関係住民の意見概要